

誓約書

私は、社会福祉法人日本肢体不自由児協会法人本部及び心身障害児総合医療療育センターへの就業にあたり、以下の事項を遵守・誓約いたします。

1. 性犯罪歴に関する事実の申告

私は、別紙記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

2. 特定個人情報（マイナンバー）の取扱い

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。）に基づき、特定個人情報の取扱いに関して以下の事項を遵守します。

- ・ 貴法人から提供された特定個人情報を、定められた利用目的の範囲内でのみ取り扱うこと。
- ・ 特定個人情報を第三者に漏洩、または不当に使用しないこと。

3. 守秘義務の遵守

業務上知り得た子ども、利用者、その家族、および職員に関する個人情報ならびに機密情報について、在職中のみならず退職後も第三者に漏洩させないよう、特定個人情報取扱規定に基づき厳重に管理・遂行することを誓約します。

4. 子ども性暴力防止法に基づく手続への協力

子ども性暴力防止法に基づく「性犯罪記録の照会」等の手続に関し、貴法人から対応を指示された場合は、速やかに同意書の提出その他必要な手続に協力することを約束します。

5. 処分の受諾

本誓約の内容に違反し、以下の事項に該当した場合は、内定もしくは採用の取消、または就業規則および関係法令に基づく懲戒・解雇等の処分を決定されても異議を申し立てません。

- 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
- 法令に基づく性犯罪事実確認の手続（日本版DBS等）に正当な理由なく協力しないとき。
- 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い従業員として不適格と法人が判断したとき。
- その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

6. 損害賠償

万一、私が本誓約に違反して特定個人情報や機密情報を漏洩・使用し、貴施設に損害を与えた場合、私は法的な責任を負い、貴施設が被った一切の損害を賠償することを約束します。

令和 年 月 日

施設名：

所属：

氏名（自署）：

印

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの